

新規就農奨励金

概要

本市において農業研修を修了し、独立・自営就農した者に対し、農業経営開始直後に必要な初期費用の負担を軽減するため、奨励金を交付します。

対象者

本市において農業研修を修了した新規就農者

対象事業／対象経費

経営開始初年度に限り、奨励金を交付

補助率(上限など)

単身:200万円
夫婦:300万円

その他

新規就農確保・育成対策事業に基づき新規就農した者のみが対象です。